

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 25 日

通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所 各位

介護保険課長 藤 原 真 人

通所介護及び地域密着型通所介護における看護職員の配置について（通知）
日頃、当市の介護保険事業につきまして御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、平成 27 年介護保険制度改正により、通所介護及び地域密着型通所介護における看護職員の配置について、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、確保することができるようになりました。
そこで、この場合における具体的な看護職員の配置方法について、別紙のとおりお知らせします。

担当

介護保険課事業所指定係

T E L : 019-626-7562

F A X : 019-651-1181

メール : kaigo@city.morioka.iwate.jp

【別紙】

病院等との連携により、看護職員を配置する場合のQ&A

Q：通所介護及び地域密着型通所介護（以下、通所介護等という。）において、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員を確保することとした場合、当該看護職員は必ず、当該通所介護等事業所内において、健康状態の確認等の看護業務を行う必要があるか。

A：通所介護等の単位ごとに必ず事業所内において、看護業務を行う必要があります。通所介護等において、看護職員はサービス提供時間を通じて配置する必要はありませんが、単位ごとのサービス提供時間中に利用者全ての健康状態の確認等を行える時間の配置が必要となります。

例えば、午前と午後で2単位制にしている事業所の場合は、午前と午後それぞれで看護職員の配置が必要なることから、1日に少なくとも2回は看護職員が事業所内において、利用者の健康状態の確認を行う必要があります。

なお、サービス提供時間中に、看護職員が配置されていない時間帯においても緊急時等において、当該通所介護等事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保する必要があります。

【参考】

（基準省令及び条例における看護職員の配置基準）

指定通所介護（指定地域密着型通所介護）の単位ごとに、専ら当該通所介護（地域密着型通所介護）の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要な数

（基準省令解釈通知）

看護職員については、提供時間を通じて配置する必要はないが、当該看護職員は提供時間を通じて指定通所介護と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接、かつ適切な連携」とは、指定通所介護へ駆けつけられることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。